

新潟市選挙管理委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定するものとする。

令和5年3月2日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第2号

新潟市選挙管理委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程

新潟市選挙管理委員会情報通信技術の活用に関する規程（平成31年新潟市選挙管理委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総務部デジタル行政推進課長」の次に「及び総務部情報システム課長」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。